

トピックス TOPICS

教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について

現在、家計資産の約6割を60歳以上の世代が保有している一方で、将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させ、子育ての不安を生じさせている大きな要因の一つとなっている。こうした状況を踏まえ、両親や祖父母等の資産を早期に移転することを通じて、子や孫等の結婚・出産・子育ての支援等を行うため、①教育資金、②結婚・子育て資金の2つについて贈与税非課税措置が実施されている。

具体的には、両親や祖父母等（贈与者）が子・孫等（受贈者）の教育資金（結婚・子育て資金）に充てるために金銭等を拠出し、金融機関に信託等を行う。受贈者は、対象費目の支払いをした場合、領収書等を金融機関に提出し、金融機関の確認を受けた上で専用口座から払出しを受ける（事前に専用口座から払出しを受けて、後から領収書等を金融機関に提出し、確認を受ける方法も選択可）。

これらの制度については、教育資金は2013（平成25）年度、結婚・子育て資金は2015（平成27）年度にそれぞれ導入され、2019（令和元）年度税制改正において、受贈者側に所得要件を追加するなどの見直しを行った上で、共に以下の内容で適用期限が2021（令和3）年3月31日までに延長されている。

以下、それぞれの制度について紹介する。

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) 受贈者

教育資金管理契約を締結する日において30歳未満である者

※信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度を利用することができない。

(2) 非課税限度額

受贈者1人につき1,500万円（うち、学校等以外に支払う金銭は500万円）

(3) 対象費目

① 学校等の設置者に対して直接支払われる金銭

入学金、授業料、入園料、保育料、施設整備費及び入学（園）試験の検定料など

② 学校等以外の者に直接支払われる金銭であって、教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの
教育に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

※ただし、受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われる金銭については、対象外となるものがある。

2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) 受贈者

結婚・子育て資金管理契約を締結する日において20歳以上50歳未満である者

※信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度を利用することができない。

(2) 非課税限度額

受贈者1人につき1,000万円（うち、結婚資金については300万円）

(3) 対象費目

① 結婚に関する費用

婚礼に係る費用、家賃等に係る費用、引っ越しに係る費用

② 妊娠・出産・育児関係の費目

不妊治療に係る費用、妊娠に係る費用、出産に係る費用、産後ケアに係る費用、子（未就学児）の医療費に係る費用、子（未就学児）の育児に係る費用

結婚・出産・子育て・教育等に伴う経済的な負担の軽減は、引き続き少子化対策の主要な課題であり、これらの制度の一層の活用がその一助となることが期待される。